

## 敬愛する規夫先生を偲んで

上 條 醇

規夫先生の訃報は、平成二二年九月一七日午前一時過ぎ、滞在先のミラノのホテルに届いた。奥様からの連絡だった。「ついさっき亡くなったの」とのことだったから、日本時間で一七日の朝八時ちよつと過ぎということになる。私は、学生と共にイタリアに研修旅行中であったために、通夜にも告別式にも参加することができなかった。先生にとっても可愛がっていたのに、残念至極であった。

先生は、亡くなる四年前（平成一八年）の七月に大腸癌が発見され、八月に国立癌センターで手術を受けられた。その後順調に回復され一月には法科大学院の現場に復帰、教鞭をとる傍ら法律事務所の所長としてもその職責を果たされた。しかし、三年後の平成二一年秋頃から摘出できなかった癌が大きくなり、同年一二月に再手術を受けられた。平成二二年二月に退院され、三月二〇日の誕生日に七七歳を祝う会が自宅近くのレストランで開かれた。痩せて少し小さくなってしまわれたように感じられたが、とても元気で「これならあと何年かはだいじょうぶ」というのが、参加者の一致した見解だった。訃報は、その六ヵ月後のことだったのである。

規夫先生に初めてお会いしたのは、先生が甲府地家裁の所長をしておられた平成五年の秋だったと思う。第一回の山梨判例実務研究会だった。とても気さくなお人柄で、今まで描いていた裁判官のイメージとは異なった印象を

持ったことを覚えている。その後平成六年には、民事調停委員の採用面接をしていただいた。

先生は平成一〇年三月に東京高等裁判所を定年退官され、同年四月から本学法学部に来ていただき畏れ多くも我々の同僚となったのである。大学院社会科学研究所で「民事法特殊講義Ⅰ・Ⅱ」、法学科で「債権総論」、「国際私法」、「演習Ⅱ・Ⅲ」、「司法実習」を担当していただいた。先生は全てに積極的で、しかもいいと思つたら「すぐ実行する」という行動派であった。「それは面白い、すぐやろう」と言うのが口癖で、改革することに躊躇することになかった。いつまでも若々しく、エネルギーが豊富だった。

先生は、裁判官の時代に涉外事件を多く担当されたこともあって、外国への興味は人一倍強かつたのかもしれない。しばしば外国旅行に行かれた。姉妹校の南開大学（中国天津市）では、平成一一年九月にご夫妻でそれぞれ講義を担当され、翌年三月には同大学での桜の植樹にも参加された。そして、平成一二年一二月には、上海の復旦大学で開かれた国際シンポジウムに日本側の団長として参加された。このシンポジウムには現役の裁判官が三名、山梨県弁護士会からも中堅の弁護士三名が加わった。シンポジウムの成功は、何と言っても規夫先生の企画力と実行力に負うところが大きかった。そして、このシンポジウムが四年後の法科大学院の設置に大きな役割を果たした。参加した教授たちが、山梨県弁護士会の方々と法科大学院の設置を強力に推進しようと誓ったのである。

先生は、フランスの運河の旅を愛され、私も何回か誘われたがついに行きそびれてしまった。亡くなる四ヶ月前に、ブルゴーニュ地方へご家族でワインの旅に行かれたのが最後となってしまったそうであるが、先生とは平成一六年の台湾でのシンポジウムや平成一九年のロシアへの研修旅行にご一緒させていただいた。ロシアへの旅行は、手術の一年後であったが、とてもお元気で大学院生と同じ行程を難なくこなされた。このほか平成一八年二月の北

海道札幌での民事実務研究会や平成二一年三月の沖縄、那覇における「復帰直後の沖縄の司法に関する調査」研究会にも参加され、ご一緒した。

法科大学院の設置に向けて、平成一三年以降人探しに先生のお供であちこちを飛び回った。東京が最も多かったが、京都、名古屋、静岡、長野、新潟へも出かけた。裁判所があれば、「ちょっと寄っていこう」と言ってアポイントもなく立ち寄って、しかも所長室へ押しかけるのである。札幌では、当時の仁田陸郎札幌高裁長官（仁田裁判官は規夫先生の次の次の甲府地家裁所長だった）を尋ね、長野地家裁や新潟地方裁判所・同家庭裁判所の所長さんにもお会いした。先生は、最高裁判所書記官研修所の事務局長と所長を通算七年間やられた関係から、裁判所の書記官の多くが教え子であった。したがって、何処の裁判所へ行っても多くの知り合いがいて、皆懐かしがった。勿論、優しく面倒見のいいお人柄だったから、あのように歓迎されたのだと思う。先生は、人をととても大切にしていたから、人脈が豊かでしかも古い友人が多かった。大学時代の友人たち、裁判官時代の先輩や後輩、さらに検事にも知り合いが多く、法務省の法務総合研究所にもご一緒した。

法科大学院の設置後は、二年間、研究科長である規夫先生のもとで教務委員長として、法科大学院の運営のお手伝いをした。新しいシステムの運営は、難問山積で大変な苦労であったが、規夫先生は泰然自若としておられた。何とも頼もしく、優れた実行力と決断力で次々と問題を処理された。訴訟指揮もこんな具合に迅速であっただろうと、裁判官の優秀さに舌を巻いたことを覚えている。

その後私は、法学部に帰って法学部長の職務につくことになったが、学部の運営についていつも規夫先生の指導助言をいただき、叱咤激励していただいた。学生募集の大変さを嘆くと「天下の山梨学院じゃないか、もつと自信

を持つてやらなくちゃ」と励まされ、心を新たに頑張ることができた。私は、大学の中で規夫先生と最も多くの時間を共にしたと思う。先生には法律問題だけでなく、人生に対する考え方など幅広く意見を伺った。「こんな時はどうしたらいいんでしょう?」「このような考え方は容認されますか」などという問いに、先生はいつも楽しそうに答えられた。そして、結構「過激な意見」も多かった。「そんなことは許されんよ、けしからんねえ」とはつきり言われるのである。

規夫先生は、山梨の自然が好きで山梨の果物やワインを楽しまれた。しかし、それ以上に「山梨学院」を愛し、心配しておられた。亡くなる直前まで法科大学院のことが気がかりだったようで、夏休み中の八月にも「こんな先生を採用したらどうか」という手紙をいただいた。規夫先生の遺された業績と精神的な遺産を引き継ぎ、それを育んでいくことが我々の使命であり責務であると思う。先生を何時までも心配させないで、安らかに眠っていただく為にも、我々は背筋を伸ばして挑戦し続けなければならないと思う。